

「第 103 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 5 年 1 月 31 日（火曜日）に、「第 103 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 B ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき委員の互選により選出された戸部依子委員が議事進行役を務めました。議事次第に基づいて、事務局から、今後の活動として令和 5 年 2 月に開催される第 26 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）及び令和 5 年 3 月に開催される第 43 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の主な検討議題の説明を行い、令和 4 年 11 月から 12 月にかけて開催された第 45 回総会（CAC）及び第 53 回食品衛生部会（CCFH）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 26 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）

- ・仮議題 6「食品中の動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）案及び原案」について、山口隆司委員から、イベルメクチンの再評価を踏まえて MRL の議論をすることに関して、新たに「より短い休薬期間で設定された適切な使用方法（GVP）」に基づく MRL を設定する場合、その都度 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価を依頼するということになるのか、質問がありました。これについて、CCRVDF で MRL 案を議論する際は必ず JECFA が評価し勧告した MRL 案について議論する旨、また、GVP が変わると対応する MRL 案も変わるため JECFA による再評価は必要であり、今回の部会では昨年 JECFA で評価され勧告された MRL 案について議論する旨、回答しました。
- ・同じく仮議題 6 について、辻山弥生委員から、イベルメクチンの MRL の議論において、「より短い休薬期間で設定された GVP に対応するデータ」の背景について、今回、どのようにデータを求めたのか、日本からデータを提出したのか質問がありました。これについて、EU が従来の長い休薬期間だと不都合があるとしてデータの提供者を募りデータ提供依頼した旨、また、日本からはデータは提出していない旨、回答しました。

また、同じく辻山弥生委員から、新たにコーデックスで **MRL** が設定されると日本の使用基準・基準値も変わるのか、質問がありました。これについて、日本で既に設定されているイベルメクチンの基準値については、今回議論されている国際基準より低いものがあるので、適宜見直しを進めることになる旨、回答しました。

- ・仮議題 7.1 「様々な化合物/食品の組合せに対する **MRL** の外挿案」について、辻山弥生委員から、「外挿は代謝等の要件を満たす場合に限る」とあり、外挿が議論される予定のある化合物と食品の組み合わせの一例としてアモキシシリンの反芻動物が挙げられているが、代謝等の関係性が近い特定の動物間には外挿できるなど、外挿の具体例があればイメージしやすい旨、ご意見をいただきました。これについて、アモキシシリンの場合の具体例としては、現在牛に筋肉 **50 µg/kg** という基準が設定され羊・豚も同じ基準値となっているところ、この基準値を山羊なども含む反芻動物全体に外挿し、牛等と同じく筋肉 **50 µg/kg** と基準値を設定する案が検討されている旨、また、脂肪、肝臓、腎臓、乳などについても同様に、基準値の外挿を検討する予定である旨、説明しました。代謝については、動物種間の関係性があること、全体の残留において、残留性の観点から注目すべきマーカ物質の残留の割合 (**MT 比**) が 1 (100%) であることや動物間で揃っていることなどを確認することで、投薬した薬が同じように代謝されていると判断できる旨、説明しました。
- ・仮議題 7.2 「可食臓器における動物用医薬品の **MRL** の外挿手法」について、有田芳子委員から、電子作業部会 (**EWG**) において **MRL** の外挿手法に対して示されている懸念点はどのような懸念か、質問がありました。これについて、仮議題 7.1 の他の食品への **MRL** の外挿の場合は類似の動物の組織での代謝物の種類や残留などのデータが参考になるが、本議題の肝臓及び腎臓を除く他の可食臓器については、今まで基準値設定がされておらず、こうしたデータがないことから、科学的な根拠に基づき外挿できるかが判断できないことが懸念されている旨、回答しました。
- ・仮議題 9.1 「残留農薬部会 (**CCPR**) /**CCRVDF** 合同作業部会からの関心事項」について、山口隆司委員から、**CCPR** と **CCRVDF** の連携に関して、**FAO/WHO** 合同残留農薬専門家会議 (**JMPR**) と **JECFA** 間のデータ共有について、共有対象のデータは、科学データ又は評価結果のいずれか質問がありました。これについて、詳細は明らかではないが、**CCPR** と **CCRVDF** で設定される **MRL** 等の調和を図っていくという観点から議論されるものであるため、必ずしも結果だけではなく、根拠となっているデータや考え方も含めて、データ共有と理解している旨説明しました。
- ・菅沼修委員から、ステップ 8 で保留されている牛ソマトトロピンの **MRL** 案に関する議論の状況について質問がありました。これについて、昨年の部会で示されたプライオリティリストにも記載されておらず、進展していない旨回答しました。

(2) 第 43 回栄養・特殊用途食品部会 (**CCNFSDU**)

- ・仮議題 4 「フォローアップフォーミュラのコーデックス規格(**CXS 156-1987**)の見直し」のうち、「③炭水化物源の甘味の適切な分析方法の議論」について、森田満樹委員から、この場合の甘味とはどう定義されるのか、単糖類、二糖類とするならば広く用いられている分析方法があるはずだが、なぜ先送りにされて長く議論されているのか質問がありました。これについて、対象年齢が低いことを考慮し、フォロー

アップフォーミュラ（FUF）等の最終製品における「甘さ」を適切に規制するための検討であり、単糖類、二糖類の量ではなく、「甘さ」の定義及び複数の炭水化物源からなる「甘味」を適切に分析する方法がないと分析・サンプリング法部会（CCMAS）から回答があったために、議論が続いている状況である旨回答しました。

- ・仮議題 5「年長乳児及び年少幼児の栄養参照量の設定に関する一般原則」について、森田満樹委員から、表示で定める「栄養素等表示基準値」が、仮議題 5 で検討されている対象（6～36 か月児）の一般原則とどう関連するのか、また現行の食事摂取基準の「栄養素等表示基準値」は、コーデックスの栄養表示ガイドライン付属文書の一般原則とは考え方に多少のずれがあるように思われるが、今後は検討が行われる可能性があるのか質問がありました。これについて、我が国の食品表示基準別表第 10 に定める 18 歳以上を対象とした栄養素等表示基準値と本議題は直接的な関連性はなく、コーデックスにおいては、既に 3 歳以上を対象とする栄養参照量（NRVs-R）が策定されていることに加え、FUF 等の検討も踏まえて、その対象年齢である 6～36 か月（3 歳）を対象とした NRVs-R の設定について議論を進めているものである旨回答しました。

また、同じく森田満樹委員から、我が国における「栄養素等表示基準値」がなぜ 18 歳以上を対象としているのか質問がありました。これについて、我が国では、18 歳未満の者と 18 歳以上の者で、日本人の食事摂取基準で示す指標の種類や基準値の差が大きかったこと等を踏まえて、18 歳以上の男女を対象とした栄養素等表示基準値に見直しを行った経緯がある旨、回答しました。なお、「食品表示基準について（次長通知）」において、特定の性・年齢階級を対象とした日本人の食事摂取基準を任意で表示することも差し支えないと規定しているため、例えば、6～36 か月の者を対象にした製品について、食品関連事業者等が日本人の食事摂取基準の基準値を活用し、任意で表示することができる旨説明しました。

- ・同じく仮議題 5 について、熊谷日登美委員から、年長乳児及び年少幼児の栄養参照量としてカルシウムは対象ではないのかと質問がありました。これについて、現在は試験的に 6 つの栄養素について検討しているため、今後カルシウムも検討される見込みである旨回答しました。また、乳児用調製乳にペクチンを添加するとカルシウムの吸収を阻害する可能性があるため、注視ありたいとのご意見をいただきました。
- ・資料未着としていた仮議題 7「優先付けメカニズム／新たな課題と新規作業」について、資料が掲載されたため口頭で説明しました。修正提案は①缶詰ベビーフードにおける規格の見直し、②カルシウム-L-メチル-葉酸の適用拡大、新規作業提案は①プロバイオティクスのガイドライン作成、②植物由来及び代替タンパク質食品及び飲料の栄養組成に関するガイドライン作成、③包装の前面の栄養表示（FOPNL）のための栄養プロフィール設定に関する一般ガイドライン作成、④トランス脂肪酸（TFA）の栄養参照量（NRVs-NCD）設定が示されていることを説明しました。その上で、仮議題 7 は 6 つの提案を踏まえつつ、CCNFSDU における新規作業の優先順位付けするためのメカニズムを議論する予定である旨説明しました。
- ・仮議題 7 について、細野秀和委員から、FOPNL のための栄養プロフィール設定に関する一般ガイドライン作成の提案に対する日本政府の立場、特に「AND OTHER

NUTRITION-RELATED PUBLIC HEALTH OBJECTIVES」を含めるかどうかについて質問がありました。これについて、食品表示部会（CCFL）の FOPNL のガイドライン策定の議論においては、我が国では FOPNL が現状において任意であることや国内における実行可能性を踏まえ、各国や地域のニーズに応じた、柔軟性が確保されることが重要であるとの立場で対応してきたところ、栄養プロファイルにおいても、FOPNL への利用に限らず、各国・地域における栄養政策等によって活用方法も異なるため、柔軟な対応が好ましいと考えており、括弧書きを採択すべきかについては、これから関係省庁等の協議を行う旨回答しました。細野委員からは、FOPNL のコーデックスガイドラインはもう出来ているため、他のどのような目的に栄養プロファイルを活用するかは各国・地域で柔軟に対応すればよいということであれば、もはやコーデックスで栄養プロファイルのルールを作る必要はないという立場もあるのではないかとのご意見をいただきました。

- 同じく仮議題 7 について、細野秀和委員から、TFA の NRVs-NCD 設定の提案に対する日本政府としてのスタンスについて質問がありました。これについて、国際的な公衆衛生の課題である TFA を議論することは否定しないものの、各国・地域における TFA の摂取状況等によって、TFA の規制の在り方は異なるため、柔軟な対応が必要と考えており、我が国における TFA の摂取状況を考慮すると NRVs-NCD 設定は不要であるが、具体的な対応については、これから関係省庁等の協議を行う旨回答しました。細野秀和委員からは TFA はそもそも NRV の対象になり得るのかという議論もあり、コーデックスで策定する必要はないと意見出しをすることも検討してはどうかとのご意見をいただきました。
- 同じく仮議題 7 について、熊谷日登美委員から、プロバイオティクスは生菌という意味であるが、食物繊維等のプレバイオティクスに関する議論はされないのか質問がありました。これについて、現時点では「プロバイオティクス」のみについてガイドライン作成の提案がなされている旨回答しました。
- 同じく仮議題 7 について、菅沼修委員から、仮議題 7 の目的は優先順位付けであるため、現地で情報収集に努めてもらいたいとのご意見をいただきました。また、FUF 等については、添加物の基準が栄養成分に関するアドバイザリーリストに則り栄養強化されていることも考慮すべきとのご意見をいただきました。また、プロバイオティクスについては、国内にもプロバイオティクスと表示する製品が流通していることを踏まえつつ、消費者や食品関連事業者等にとって分かりやすい定義とすべきとのご意見をいただきました。また、植物由来及び代替たんぱく質については、今後、消費者が摂取する機会が増えることが想定されるため、しっかり一般原則を決める必要があるとのご意見をいただきました。これらのことについて、国内においても様々なステークホルダーが存在することを念頭に、適宜、情報収集や対応を行いたい旨説明しました。
- 同じく仮議題 7 について、辻山弥生委員から、TFA 自体の検討は CCNFSDU ではなく、汚染物質として議論するべきであるにご意見をいただきました。また FUF 等の議論が終了見込みであるところ、CCNFSDU の存続のために仮議題 7 にある新規作業を提案するのは間違っており、NRVs-R もほとんど利活用されていない状況にあるのではないかとのご質問がありました。このことについて、我が国において、

栄養素等表示基準値は栄養機能食品における義務表示事項として利活用している旨回答しました。

(3) 第 45 回総会 (CAC)

- ・議題 2「第 82・83 回執行委員会の報告」について、山口隆司委員から、第 44 回 CAC (2021 年 11 月) で言及された、執行委員会 (CCEXEC) が CAC に代わって採択を行うという案は、第 45 回 CAC がハイブリッド開催されたことによりなくなったのか質問がありました。これについて、2021 年は、2020 年に部会を開催できなかったことや、全ての部会がバーチャル会合になり会議日数が増えたこと等によりコーデックス事務局にかなりの負担がかかっていること等を背景に、前回の第 44 回 CAC において、コーデックス事務局から、2022 年の CAC は少ない作業量で採択を行う方法を第 82 回 CCEXEC (2022 年 6 月) に提案したい、またその方法の一つとして、CCEXEC が CAC に代わって採択を行う可能性を言及していたが、その後そのような提案はされず、通常どおり開催されることになった旨回答しました。
- ・議題 2 のうち(1)「コーデックスのオブザーバー資格を持つ国際非政府組織 (NGOs)」について、山口隆司委員から、アンブレラ NGOs とそれらに属する NGOs の二重参加による問題は何か質問がありました。これについて、まず、NGO の二重参加に関し、手続きマニュアル中の「コーデックス委員会の作業における NGO の原則」(以下「NGO の原則」) のパラ 4.2 において、「特定の会議でのオブザーバーの資格は、通常、承認された、より大きな組織のメンバーであり、これらの会議で彼らを代表することを意図している個々の組織には付与されない」とされており、より大きな組織である、いわゆるアンブレラ NGO が参加する会議では、それに属する NGO は、会議に参加はできるが発言はできない等、二重代表に関する制限を設けていることを説明しました。また、第 82 回 CCEXEC において、ある EWG でアンブレラ NGO に属している NGO からアンブレラ NGO と異なる意見が提出され、議論が混乱したことから、二重代表条項の対象となる NGO の EWG への参加を規制するなど、特にコーデックスの作業の初期の段階での二重代表条項に関するガイダンスが必要との意見が出されたため、コーデックス事務局が二重代表条項に関する問題を分析し、CCEXEC に報告することになっていたこと、また、第 83 回 CCEXEC (2022 年 11 月) において、コーデックス事務局から、NGO の二重代表の規制は、NGO の原則が定めているよりも厳しく解釈されているため、コーデックス事務局、FAO 及び WHO 法律部門が NGO の原則をさらに精査し、第 84 回 CCEXEC (2023 年 7 月) において議論することになっている旨回答しました。
- ・議題 2 のうち(2)「科学の役割に関する原則文の適用」(以下「原則文」) について、森田満樹委員から、ガイダンスを支持する意見の「ジルパテロール塩酸塩の議論 (議題 4.8) にも役立った」とはどのような意味か質問がありました。これについて、第 45 回 CAC までの間、CCEXEC のメンバーが行っていた原則文の内容の解説文を作成したり、用語の定義を整理したりするガイダンス作成作業はコーデックスメンバーにも公開されていたため、作業期間を通して、コーデックスメンバーも原則文の内容について改めて理解を深めることにつながったこと、また、第 45 回 CAC

において本議題に先立ち行われた議題 4.8 ジルパテロールの議論では、採択に反対するメンバーの中には原則文パラグラフ 4 を引用し、規格を使用しない旨表明するメンバーもいたことから、「役立った」とする意見が出ていた旨回答しました。

- ・議題 2 のうち(3)「新たな食料源と生産システム (NFPS)」について、山口隆司委員から、意見の食い違いは NFPS が既存の枠組みとルールでカバーできるかという点であり、NFPS とは「未知のもの」というイメージが出てくるため、枠組みに入らない具体的な食品を例示して議論すべき旨ご意見をいただきました。これについて、具体的にどの新規食品に関し、どのような問題をコーデックスで議論するかが特定されないまま議論が行われている状況である旨説明しました。
- ・同じく議題 2(3)について、松村雅彦委員から、今後の議論は個別食品部会で進めることになるのか質問がありました。これについて、例えば、提案内容が個別食品のスペックに関するものであれば個別食品部会、安全性についてであれば一般問題部会で議論する等、議論する内容によって決まると考えられる旨回答しました。
- ・同じく議題 2(3)について、廣田浩子委員から、新規食品については各国で進捗が異なるため、日本も国際情勢に遅れることなく検討してほしい旨ご意見をいただきました。
- ・議題 2 のうち(4)「コーデックスの将来」について、山口隆司委員から、「コーデックス事務局に、新規作業提案のための実用的なガイダンスの作成を要請した」とあるが、既存のプロセスで問題があるのか質問がありました。これについて、既存のプロセスに問題があるということではなく、CCEXEC の「コーデックスの将来」の小委員会の作業において、加盟国がしっかりとした内容の新規作業提案のためのプロジェクトドキュメントを作成し、また部会においてそれを精査するため、ガイダンスが必要ということに合意したこと、コーデックス事務局がガイダンス案を準備して第 84 回 CCEXEC でまず議論し、その後第 33 回一般原則部会 (CCGP) (2023 年 10 月) でも議論される予定である旨回答しました。
- ・議題 4「部会の作業」のうち 4.5「食品汚染物質部会 (CCCF)」について、森田満樹委員から、「特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値 (ML) 原案 (加工向けのトウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品 (食料援助向けを除く)、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品)」の議論において、EU は乳幼児用穀類加工品 (食料援助向けを除く) 及び食料援助向けの乳幼児用穀類加工品の両方に反対しているが、これは両方ともに ML 原案が高いということか、それとも差をつけるべきではないということか質問がありました。これについて、EU は乳幼児を対象にした食品群の ML はできるだけ基準値を低くすべきという立場であり、両 ML 原案とももっと低くすべきとの理由で留保したこと、第 45 回 CAC において具体的な数値の提案や、両 ML をあわせるべきとの主張はなかった旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、これほどまでに被援助国から反対意見が続出することは想定されていたか、今後も食料援助向けの食品に高めの ML を設定する場面が出てくることが予想されるが、日本としてどう対応していくのか質問がありました。これについて、第 15 回 CCCF (2022 年 5 月) において最終採択に進めること

を留保したメンバーがいたことや、CAC 前に一部のメンバーから採択を支持しない旨書面コメントが出されていたことから、反対意見が出ることはある程度は想定されていたが、これほど議論が混乱することは想定されていなかった旨回答しました。また、今後の対応に関して、ML はリスク管理措置の一つであり、生産国がコーデックスの実施規範に従って汚染を防止、低減することが何よりも重要なため、ML 案の違いが暴露量の低減や援助用食料の安定供給に及ぼす影響などの科学的なデータに基づく議論が行われるよう対応したい旨回答しました。

- ・議題 4 のうち 4.8「食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)」について、森田満樹委員から、「ジルパテロール塩酸塩（牛の筋肉、肝臓及び腎臓）の MRL 原案」の議論はコンセンサスが得られず、投票が実施されており、原則文のガイダンスが機能しているとは思えないような状況であるが、予備採択でも歩み寄った結果と言えるのか、今後の見通しは、との質問がありました。これについて、コーデックスの議論は話し合いによるコンセンサス形成とコンプロマイズによる歩み寄りを重視しているが、ジルパテロールに関しては、かなりの時間をかけて議論を尽くしてきたものの、歩み寄って、途中段階である予備採択に進めることすら困難だったことから、投票というコーデックスで認められている方法をとることになった旨回答しました。また、ガイダンスは CCEXEC において全ての箇所合意はされなかったため、まだ機能しているかどうかを判断する段階にはないが、従来、CAC に採択に諮られるほとんどの事項が、科学的根拠を基にした議論を通しコンセンサス形成を目指し、最終採択に至っているため、ジルパテロール塩酸塩のように投票で採択を諮るようなケースはまれであり、現時点で、コーデックスの基準策定において原則文が機能していないとは考えていない旨回答しました。さらに、今後の見通しに関し、これまでの議論の状況から、ジルパテロールに関しては今後の CAC でも、議論を通してコンセンサス形成を図ることは相当困難と思われるため、将来的には最終採択についても投票が行われる可能性もあると考えている旨回答しました。
- ・同じく議題 4.8 について、辻山弥生委員から、ジルパテロール塩酸塩の投票において採択に必要な賛成の数が、予備採択（ステップ 5）では過半数だが、ステップ 6、7 をとばしてステップ 8 に進めるかどうか（ステップ 5/8）の投票では、3 分の 2 以上となっている理由について質問がありました。これについて、投票は FAO のルールに則って行われており、ステップを早く進めるかどうかについては、採択よりもより多くの賛成が必要である旨回答しました。
- ・議題 13「コーデックス 60 周年記念：1963 年～2023 年」のうち(2)「コーデックス事務局が予定しているイベント等」について、森田満樹委員から、コーデックス事務局から「2023 年の食品安全の日と関連させてコーデックス 60 周年を祝うイベントを予定すること」が推奨されており、日本も 6 月に食品安全委員会が「食品安全はみんなの仕事」として動画を作成し、厚生労働省も「世界食品安全の日」の冊子を作成し、カラフルでわかりやすく消費者にもアピールしており今後もこうした活動を期待する旨ご意見をいただきました。また、厚生労働省のこうした取組は来年以降も継続するか質問がありました。これについて、今後も、世界食品安全の日の日本語パンフレット作成等に継続して取り組む予定であり、来年度はコーデックス 60 周年記念イベントとして、シンポジウムを開催予定である旨回答しました。

- ・辻山弥生委員から、ジルパテロール塩酸塩やアフラトキシンの議論において表明されている留保は何について留保を表明しているのか、各国は留保の意味を理解しているのか質問がありました。これについて、各議論での留保の理由はそれぞれ異なるが、留保を表明している国は、通常、採択に反対はしないが規格の内容に納得していないことを表明するために留保を使用していると考えている旨回答しました。

(4) 第 53 回食品衛生部会 (CCFH)

- ・議題 2「コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項」について、山口隆司委員から、2-アルキルシクロブタノンを経指標とした照射食品の分析法 (ACB 法 ; EN 1785) は、日本でも採用され、性能試験結果の報告があるが、非照射であるにもかかわらず 2-アルキルシクロブタンが存在する食品としてナツメグやカシューナッツが挙げられていることに対する日本政府の考えについて質問がありました。これについて、ACB 法はナツメグやカシューナッツも分析の対象となりうるが、日本では性能試験が実施されていないこと、非照射食品中にも 2-アルキルシクロブタンが存在するとの情報は 2008 年の論文によるものと思われるが、その後それを否定する反論論文が多数発表されていることを説明し、今後 CCMAS で議論されることになるが、日本政府としては前述の科学的根拠に基づき対処していく旨回答しました。
- ・議題 5「牛肉、葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌(*Shiga toxin-producing Escherichia coli*: STEC)の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4) について小林優委員から、「枝肉加工時の具体的な管理措置」において「挽き肉に使用される肉又は挽き肉の全てを検査し、特定の STEC 型が陰性であることを明らかにすること」との文章を残す場合に、文章を明確にし、検査が有用である場合の条件を示す必要がある旨を提案したとあるが、具体的にはどのような条件を想定しているか質問がありました。これについて、例示として、プロセスや介入措置の妥当性の確認や、管理システムやプロセスの有効性のモニタリングを行う場合や、プロセスの逸脱又はその疑いがある場合に検査が有用との記載がある旨回答しました。
- ・議題 8「食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の改訂に係る討議文書」について山口隆司委員から、食品由来疾病被害実態疫学リファレンスグループ (FERG) の作業計画において「ウイルスを優先する」方向で進むようだが、通常の優先順位の付け方はあるのか (①被害事例の多い微生物、②死亡事例の多い微生物、等) 質問がありました。これについて、FERG は食品由来疾病に罹患することによって失われた健康な生活時間や死亡率も考慮した総合的な被害実態の推計を行っていること、作業の対象となるハザードは、基本的に報告例数、死亡数、後遺症等の要素を考慮して決定されていることを説明した上で、ウイルスを優先するのは CCFH の作業に間に合うようにするためであり、多くのハザードの中からその健康への影響を考慮して優先されるということではない旨回答しました。

(以上)